

フリーランス法に基づく勧告の実施について

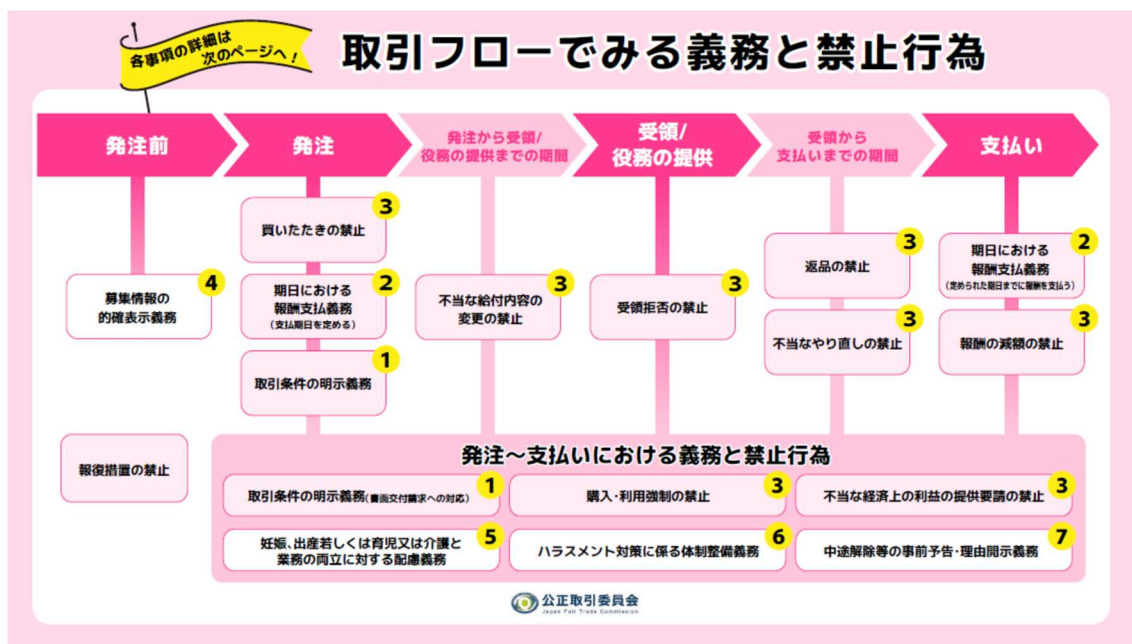
公正取引委員会は、令和 7 年 6 月、3 社の事業者に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）の違反を理由として勧告を実施しました。令和 6 年 11 月 1 日の同法施行以降、勧告が出されたのはこれらが初めてです。

働き方の多様化に伴い、今後ますますフリーランスとの取引が増える可能性があるなか、同法や上記勧告事例を踏まえてどのような対応が求められるのでしょうか。今回は、上記勧告の概要及び今後事業者求められる対応について解説します。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

同法は、「フリーランスと発注事業者との間の取引の適正化」と「フリーランスの就業環境の整備」を目的とするところ、同法における「フリーランス」とは、簡単にいえば、業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないものを指します。すなわち、同法は一人で業務を受託している方々をフリーランスと捉えたうえ、業務委託の相手方との規模の格差から生じる問題を是正し、フリーランスが安心して働ける環境を整備しようとするものといえます。そのため、同法は、基本的には、従業員を使用する事業者がフリーランスに対して業務委託を行う場合に適用されます。

公正取引委員会 HP には、同法の特設サイト（※ 1）が設けられており、発注者に課される義務をはじめ法律の概要等について解説されています。そこでは、フリーランスとの取引フローに応じて、発注者の義務が以下のとおり整理されています。



（公正取引委員会『取引フローでみる義務と禁止行為』）

2 勧告の概要

発注者側に、上記義務に違反する事実がある場合、フリーランスは義務の内容に応じて、公正取引委員会若しくは中小企業庁長官または厚生労働大臣に対してその旨を申告し、適当な措置を求めることができます（同法 6 条 1 項、17 条 1 項）。そして、公正取引委員会または厚生労働大臣は、発注者側に同法に違反する事実があると認めたときは、発注者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができます（同法 8 条、18 条）。

それでは、今回の勧告はそれぞれどのような違反事実を理由とするものだったのでしょうか。各社に対する勧告の概要をまとめると以下のとおりです。

	A 社	B 社	C 社
3 条 1 項（取引条件の明示義務）	・業務委託時に給付の内容、報酬の額等を明示しなかった。	・業務委託時に給付の内容、報酬の額等を明示しなかった。	・業務委託時に給付の内容、報酬の額等を明示しなかった。
4 条 5 項（期日における報酬の支払義務）	・給付を受領した日又は役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。	・給付を受領した日又は役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。	・給付を受領した日又は役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。
	－	－	・役務の提供を受けた日から 60 日を超える支払期日を定め、当該期日に報酬を支払った。
5 条 2 項 1 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	－	－	・無償で体験レッスンを行わせ、利益を不当に害した。

（公正取引委員会 HP 掲載情報をもとに著者作成）

いずれの事業者も、違反事実として、取引条件の明示義務（3 条 1 項）違反及び期日における報酬の支払義務（4 条 5 項）違反を指摘されていることが分かります。

3 今後事業者求められる対応

フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行され、フリーランスとの取引のあり方の見直しが求められていることからすれば、同法の義務を漏れなく遵守するのが望ましいことはいうまでもありません。しかしながら、一般の勧告を踏まえると、フリーランスとの取引に当たり、以下の点は特に速やかな対応が求められるといえるでしょう。

（1）フリーランスに業務委託した場合は、直ちに取引条件を明示する

フリーランス・事業者間取引適正化等法 3 条では、フリーランスに業務委託をした場合、直ちに法定された事項（取引条件）を書面または電磁的方法により明示しなければならないこととされています。いずれの方法により明示するかは発注者側が選択できますが、フリーランスから書面の交付を求められたときは、一定の例外を除き、遅滞なく書面を交付する必要があります。

明示すべき取引条件は、発注事業者とフリーランスの名称、業務委託をした日、報酬の額及び支払

期日などが含まれますが、このうち支払期日の明示を欠くと、給付を受領した日に即日払いする旨の合意がなされたものとみなされますので特に注意が必要です（上記勧告事例もこのような支払期日の擬制をもとに違反事実の有無が判断されています。）。

取引条件の明示がなされないことは、上記事例のように勧告につながるリスクがあるだけでなく、取引におけるトラブルを誘発するリスクがあります。明示を要する事項については予め社内様式の整備を進め、発注時にもれなく明示することが重要です。

(2) 給付を受領した日から 60 日以内の支払期日を定めてこれを遵守する

フリーランス・事業者間取引適正化等法 4 条では、原則として、給付受領日または役務提供日から 60 日以内の報酬支払期日を定め、当該期日までに報酬を支払うべきことが定められています。

上記勧告事例のうち、C 社の事例では、支払期日が「毎月末日締切、翌々月 10 日支払」との定めに基づく報酬の支払が、同条違反として指摘されています。リーガルチェック等で契約書を拝見すると従前からの慣行なのか、60 日を超える支払期日が定められているものが散見されます。これを機に、フリーランスへの報酬の支払条件が同法の規定に違反していないか、改めて確認してみる必要があるでしょう。

4 終わりに

今回は、勧告事例をもとに、フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要や早急な対応を要するポイントについて解説いたしました。上記の点については、速やかに社内の現状を見直し、対応をご検討頂くのが良いでしょう。もっとも、同法では他にも事業者の禁止事項が定められているほか、法施行への対応として就業規則の見直しを検討すべき事項もあります。上記ポイントに限らず、社内の研修・勉強会等により、同法に関する理解を深めていくことが重要です。

※1 2025 年公正取引委員会フリーランス法特設サイト公正取引委員会

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2025/

以上

〔執筆者〕



紺野 大（弁護士）

2022 年日比谷タックス&ロー弁護士法人入所。中小企業を中心とする国内企業の経営を支えたいとの思いから政府系金融機関の営業職員として勤務。事業承継・タックスプランニングを専門分野とする。法務・税務の知識に加え金融機関側の視点も踏まえた、経営に役立つサービスの提供に尽力している。